

千葉県乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法第21条の10の2第1項に基づき、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立化することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 本事業の実施主体は千葉県とする。訪問の実施機関は、各区保健福祉センター健康課とする。

(対象者)

第3条 家庭訪問の対象となる家庭は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）とする。

ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。

また、児童福祉法第21条の10の2第2項に基づく保健指導対象者も含む。

(対象者の把握)

第4条 市長は、住民基本台帳及び関係機関との連携により対象者の把握に努めるものとする。

(訪問の内容)

第5条 本事業は、対象家庭の訪問により、次の各号に定める内容を実施するものとする。

ただし、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて実施する場合には、千葉県新生児・妊産婦訪問指導実施要領を準用して行う。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- (5) その他、市長が必要と認める内容

(訪問従事者)

第6条 訪問に従事するものは、地域保健推進員、助産師、保健師等とする。

(研修会)

第7条 市長は、訪問従事者に対し、訪問に関する知識・技術習得のための研修及び個人情報保護を図るために必要な研修を実施するものとする。

(報告)

第8条 訪問従事者は、訪問の実施状況について、記録票に記録し、各区保健福祉センター健康課長へ報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、訪問時の状況により、早急に継続指導等が必要であると認められるときは、訪問従事者は、書面又は口頭により直ちに健康課長に報告しなければならない。

(留意事項)

第9条 訪問従事者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護

者等への対応に十分配慮するとともに、地方公務員法第34条の1及び千葉市地域保健推進員設置要綱第8条に基づき、その活動により知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。